

◆平成27年度の取り組みについて集計

- A・・・実施(達成)した。または既に実施(達成)済である。
- B・・・一部を実施(達成)した。
- C・・・未実施もしくは、実施にあたって解決すべき課題がある。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の実施状況	平成26年度の実施状況
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の検討を進めます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図ります。 また、庁内外の相談支援関係機関との連携を図るなど、情報や課題の共有を行い、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	健康課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育企画課 教育指導課 教育支援課	B	障害者総合支援センター「フレンドリー」の指定管理者制度導入に合わせ、「基幹相談支援センター」については、保谷庁舎障害福祉課内に設置し庁内外の相談支援機関の連携・調整を行っている。一方で情報や課題の共有等については、関係部署と検討を行う場が設定されてなく、支援の内容や方向性を関係部署と協議できるシステムが急務である。	「基幹相談支援センター」の検討については、障害者総合支援センター「フレンドリー」の指定管理者制度導入に合わせ検討を行う。個人情報の取扱いや活用方法については、今後、検討を行う。
1-(1)-2	地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実	現在市内に設置されている地域活動支援センターである「支援センター「ハーモニー」」、「保谷障害者福祉センター」における相談の充実に努めるとともに、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向けた検討を行います。	障害福祉課	B	保谷障害者福祉センターにおいて、高次脳機能障害に関する相談支援の充実を図った。また、知的障害者等の地域活動支援センターについても平成28年度中に開設を行う。	知的障害者を中心とした地域活動センターの設置については、平成28年度の設置を目的に調査検討を行う。
1-(1)-3	当事者等による身近な相談活動への支援	障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行います。 具体的には、障害のある人自身が相談相手となる身体障害者相談員・知的障害者相談員や、障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となるペア・ピアカウンセリング等について、今後、実施に向けた検討や支援を行っていきます。	障害福祉課	A	協働コミュニティ課と連携し、障害のある子どもを持つ保護者の団体によるペア・ピアカウンセリングを4回実施した。	障害者総合支援センターにおいて、ピアカウンセリング研修を2回実施した。
1-(1)-4	民生委員・児童委員の相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。	生活福祉課	A	毎月実施している民生委員協議会の定例会などを通じて、市、社会福祉協議会、保健所など関係する機関からの情報提供を行っている。また、市、都などの行う講習や説明会などにも積極的に参加を呼びかけ、スキルアップに努めるよう働きかけている。	毎月実施している民生委員協議会の定例会などを通じて、市、社会福祉協議会、保健所など関係する機関からの情報提供を行っている。また、市、都などの行う講習や説明会などにも積極的に参加を呼びかけ、スキルアップに努めるよう働きかけている。
1-(2)-1	知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置	現在、身体障害者及び精神障害者の利用を中心とした地域活動支援センターは、それぞれ市内に設置されていますが、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターがありません。できるだけ早い段階で設置できるよう、検討を進めます。	障害福祉課	B	知的障害者を中心とした地域活動センターの設置については平成28年度中の設置に向け、平成28年度予算計上を行った。	知的障害者を中心とした地域活動センターの設置については平成28年度の設置を目的に調査検討を行う。
1-(2)-2	レスパイトや緊急一時保護を行う事業所の誘致	レスパイトや緊急時対応が可能な事業所(短期入所、施設緊急一時保護等)の確保に向け、民間法人の誘致を検討します。	障害福祉課	B	新たな事業所の開設には至らなかったが、短期入所、施設緊急一時保護施設については前年度同様の確保を行っている。	積極的な誘致は行っていないが、短期入所、施設緊急一時保護施設については一定の確保を行っている。
1-(2)-3	難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握	平成25年度に障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正されたことに伴い、難病患者が障害者の概念に含まれることとなりました。こうした新たに福祉サービスの対象となった難病患者に対するサービス提供体制の確保のため、難病患者の福祉サービス等のニーズの把握に努めます。	障害福祉課	C	ニーズ把握等は行っていないが、平成27年1月1日に難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されたことや利用できるサービスがことなどについては、広報等の周知活動を行った。	ニーズ把握は行っていないが、平成27年1月1日に難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されたことを踏まえ、平成27年度以降難病患者の支援体制等について調査・検討を行う。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の実績状況	平成26年度の実績状況
1-(2)-4	高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施	現在、「保谷障害者福祉センター」において高次脳機能障害者に対する支援を行っています。同センターを利用する高次脳機能障害者の数は年々増加しており、市内の支援体制は十分とはいえないのが現状です。 今後は、介護保険の施設との役割分担を含め、高次脳機能障害者に対する支援体制の見直しの検討を進めるとともに、北多摩北部保健医療圏で取り組んでいる「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通じて、広域での支援体制整備についての検討を進めます。 また、高次脳機能障害者の特性を考慮した支援体制の確保に向け、リハビリテーションの場としての自立訓練事業等や、リハビリテーションを終了した後に継続して通所できる就労継続支援事業等を運営する民間法人の誘致を検討します。	障害福祉課 高齢者支援課	B	保谷障害者福祉センターを中心に高次脳機能障害支援促進事業として、市内包括支援センター8か所への訪問と説明を行い、3月に関係機関による連絡会を開催した。また、「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の主催事業として、市民交流事業を実施した。	「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の主催事業として、東久留米市において市民交流事業「高次脳機能障害の社会復帰への援助」を実施した。
1-(2)-5	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、「こどもの発達支援センター・ひいらぎ」及びその分室「ひよっこ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「障害者相談支援センター・えぼく」、「支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	障害福祉課 健康課 保育課 子ども家庭支援センター 教育支援課	B	支援を要する子どもに対し、関係課が連携し相談業務や生活指導の支援を行った。また、健康課内に保健係・発達支援係が一体化したことを受け、未就学から就学に向けての支援体制の整理と共有化に努め、今後、妊娠期からの切れ目ない支援の中で、発達課題を持つ児およびその家庭への支援についても検討する予定	支援を要する子どもに対し、関係課が連携し相談業務や生活指導の支援を行い、保育士の理解向上を図るため施設見学を実施した。
1-(2)-6	障害のある人の家族に対する支援	障害のある人の家族の高齢化により発生するサービスのニーズを見据え、将来的なサービスの利用見込み量を推計するとともに、家族会への支援等、障害のある人の家族に対する支援を継続します。	障害福祉課	B	平成26年度に第4期西東京市障害福祉計画を策定し、平成27年度から29年度までのサービス見込み量について推計を行った。	平成26年度に第4期西東京市障害福祉計画を策定し、平成27年度から29年度までのサービス見込み量について推計を行った。
1-(2)-7	地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受け入れや、市や市内で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	生活福祉課	A	大学等教育機関との連携として、福祉関係の大学生の実習の受け入れを行った。	大学等教育機関との連携として、福祉関係の大学生の実習の受け入れを行った。
1-(2)-8	専門的人材の育成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 なお、「障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	障害福祉課	A	障害者福祉に必要な人材の育成や普及啓発を目的として、同行援護従事者養成研修、障害者サポーター養成講座、障害者週間事業を実施した。 また、東京都の専門研修、精神保健に関する研修を活用して職員の育成に努めている。	障害者福祉に必要な人材の育成や普及啓発を目的として、ピアカウンセリング研修、危険ドラッグ講演会、同行援護従事者養成研修、障害者サポーター養成講座、障害者週間事業を実施した。
1-(2)-9	民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援	民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所間の連絡会を開催する等の支援を行います。	障害福祉課	A	民間事業所のサービス提供体制の向上と事業所間での情報共有を図るため、事業所間連絡会を2回開催し、講演会及び意見交換会を行った。	民間事業所のサービス提供体制の向上と事業所間での情報共有を図るため事業所間連絡会を2回開催した。
1-(2)-10	サービス事業者に対する第三者評価	利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、東京都と協力し、サービス事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。	障害福祉課	B	市内すべてのサービス事業者が対象ではないが、日中活動系(就労移行支援、生活介護)サービス事業者が第三者評価を受診した際、その費用について補助を行っている。	日中活動系(就労移行支援、生活介護)サービス事業者が第三者評価を受診した際、その費用について補助を行っている。
1-(2)-11	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障害福祉課 健康課 生活福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育企画課 教育指導課 教育支援課	C	今後、各課においてネットワークの活用方法や課題等の共有方法について検討する必要がある。	今後、各課においてネットワークの活用方法や課題等の共有方法について検討する必要がある。
1-(2)-12	障害のある人のスポーツ機会の充実 高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズを見据え、将来的なサービスの利用見込み量を推計するとともに、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。特に知的障害者は、加齢による身体機能低下のペースが早いいため、医療的ケア、身体介護を伴うサービス、日中の活動場所のニーズを加味しながらサービス利用見込み量の推計を行います。	障害福祉課 高齢者支援課	B	平成26年度に第4期西東京市障害福祉計画を策定し、平成27年度から29年度までのサービス見込み量について推計を行った。	平成26年度に第4期西東京市障害福祉計画を策定し、平成27年度から29年度までのサービス見込み量について推計を行った。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の取組状況	平成26年度の取組状況
1-(2)-13	若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	若年の身体障害者や、介護保険の第2号被保険者のニーズに合致したサービスを提供するため、高齢者支援課とも連携しながら、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を検討します。	障害福祉課 高齢者支援課	A	URと協力し、ひばりが丘団地内に就労継続支援事業所の誘致を行った。今後も、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を行う。	今後も、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等について検討する必要がある。
1-(2)-14	ほっとするまちネットワークシステムの充実	市内4圏域すべてに1人ずつ配置している地域福祉コーディネーターを調整役として、地域福祉を推進する「ほっとするまちネットワークシステム(ほっとネット)」を発展的に充実させ、地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	生活福祉課	A	4人の地域福祉コーディネーターが、田無・保谷の2か所のステーションに分かれ、延べ1030件の相談に対応した。またコーディネーターと連携して地域の課題の解決を行うボランティアであるほっとネット推進員を49人ほど養成した。	4人の地域福祉コーディネーターが、田無・保谷の2か所のステーションに分かれ、延べ653件の相談に対応した。またコーディネーターと連携して地域の課題の解決を行うボランティアであるほっとネット推進員を40人ほど養成した。
1-(2)-15	地域で活動している組織や団体への支援の充実	市民活動や協働によるまちづくりの拠点として開設した市民協働推進センター「ゆめこらぼ」や、NPO等市民活動団体の情報発信のツールとして開設した地域活動情報ステーションを活用し、地域と連携して地域課題の解決に結びつくよう、地域で活動している組織や団体に対する支援を充実していきます	協働コミュニティ課	A	・市民協働推進センターゆめこらぼではNPO市民フェスティバルを開催し登録団体が活動の状況を発表する事業を開催した。また、2カ月毎に市民活動団体等の活動の状況を紹介する「ゆめこらぼ通信」を発行している。 ・地域活動情報ステーション登録団体が自らの活動の状況等の発信を行っている。	市民協働推進センターゆめこらぼではNPO市民フェスティバルを開催し登録団体が活動の状況を発表する事業を開催するだけでなく、2カ月毎に市民活動団体等の活動の状況を紹介する「ゆめこらぼ通信」を発行している。 また、地域活動情報ステーションでは、登録団体が自らの活動の状況等の発信を行っている。
1-(2)-16	地域資源の活用	障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズを満たしていくためには、できる限り現在ある地域資源を活用しながら、それぞれの地域で対応していくことが望まれます。市内には、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など多くの公共的な施設があることから、関係部局の連携・調整による様々な工夫により、できる限り既存の資源を障害者福祉の資源として活用していきます。 また、施設のみならず、専門職としての資格や経験・知識を有している市民の活用等、地域の福祉人材の確保にも努めます。	障害福祉課	B	民間事業所のサービス提供体制の向上と事業所間での情報共有を図るため、事業所間連絡会を2回開催し、講演会及び意見交換会を行った。 一方で、知識、経験を有している市民の活用等については、今後の課題とする。	地域資源の活用と事業所間での情報共有を図るため事業所間連絡会を2回開催した。
1-(2)-17	ヘルプカードの活用	援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードである「ヘルプカード」の作成・配布を実施するとともに、カードの普及に努め、併せて障害のある人をサポートする体制の検討を行います。	障害福祉課	A	「ヘルプカード」の普及啓発を目的とした「障害者サポーター養成講座」8回実施、参加者は134名であった。	「ヘルプカード」の普及啓発を目的とした「障害者サポーター養成講座」6回実施、参加者は122名であった。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課、保育園・幼稚園、ひいらぎ、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。 なお、早期発見・早期療育の充実のため、療育段階において施設等の待機児が出ないよう、児童発達支援センター機能の導入の検討を含め、受入施設の充実に努めます。	障害福祉課 健康課 保育課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 教育支援課	A	障害福祉課と関係各課の連携強化の一端として、平成27年度の組織改正にあたり、健康課を市民部より福祉部へ移管し、発達支援係(ひいらぎ)が子ども家庭支援センターから健康課に移管したことで、日常の意思疎通がスムーズになった。	障害福祉課と関係各課の連携強化の一端として、平成27年度の組織改正にあたり、健康課を市民部より福祉部へ移管する予定である。
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。	障害福祉課 健康課 教育支援課	A	通常の相談や健診の場を通して、特に親支援につとめ、育児や療育についての相談もできやすい体制整備に努めている。 また、就学相談や教育相談において、障害児教育の専門家や臨床心理士等による支援を行った。	今後も、常の相談や健診の場を通して、特に親支援につとめ、育児や療育についての相談もできやすい体制整備に努めていく。
1-(3)-3	子ども総合支援センターの充実	「子ども総合支援センター」の機能を充実させるとともに、障害のある、なしにかかわらず、親子や多様な年齢の人が集う場所とし、市民の子育てボランティアやグループの活動、ネットワークづくりを進めます。	子ども家庭支援センター 健康課	A	子育て家庭からの様々な相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら支援を行っている。また、ひろば事業として0～3歳までの乳幼児とその保護者が自由に遊べる交流広場を市内2カ所で運営し、地域の子育てに関わる情報を設置している。	子育て家庭からの様々な相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら支援を行っている。また、ひろば事業として0～3歳までの乳幼児とその保護者が自由に遊べる交流広場を市内2カ所で運営し、市民ボランティア等のチラシを設置し、相談に応じて地域情報の案内を行っている。
1-(3)-4	療育・教育相談事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に心配のある就学前の子どもについて、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談や、通園、外来療育を行い、平成23年4月から発達支援コーディネーターを設置しています。「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、子どもや保護者のカウンセリングを行っています。	健康課 教育支援課	B	こどもの発達センターひいらぎでは、発達支援コーディネーターを中心に、平成27年度は236件の相談に対応してきた。また幼稚園、保育園等への訪問による相談支援も年間58件行った。 また、教育相談センターにおいて、幼児から高校生年齢までの子どもや保護者のカウンセリングを行った。	今後も、「こどもの発達センター・ひいらぎ」や「教育相談センター」において、相談事業を推進していく。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の取組状況	平成26年度の取組状況
1-(3)-5	幼稚園・保育園の入園に対する支援	障害のある子どもの幼稚園・保育園への入園の際には、保護者に対する相談・助言・情報提供等の支援に努めるとともに、幼稚園・保育園との情報共有に努めます。	健康課	A	こどもの発達センターひいらぎに通う利用者に対し、個別面談等の機会に幼稚園、保育園入園についての相談、情報提供を行ってきた。また、希望に基づき入園した園への訪問を行い、園への支援及び保護者、園、ひらぎでの情報共有に努めてきた。	今後も、幼稚園・保育園の入園に対する支援や情報提供に努めていく。
1-(3)-6	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。	教育支援課 健康課	A	こどもの発達センターひいらぎでは言語聴覚士による言語相談、言語訓練等を毎週定期的に行っている。平成27年度は、ことばの相談件数179件、言語訓練には延べ502人に対応した。また、教育支援課では、ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行った。(開催回数15回、相談件数189回)	今後も、ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練や保護者の相談を実施していく。
1-(3)-7	中等度難聴児発達支援事業の実施	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業の実施を検討します。	障害福祉課	A	中等度難聴児発達支援事業を実施し、高度難聴用耳かけ型補聴器の助成を行っている。	中等度難聴児発達支援事業を実施し、高度難聴用耳かけ型補聴器の助成を行った。
1-(3)-8	こどもの発達センター・ひいらぎ、分室ひよっこ事業の推進	「子ども総合支援センター」において、成長や発達に心配のある未就学期の子どもを対象に、グループ療育や課題学習、外来療育を実施しています。平成23年度からは、心身障害児通所訓練施設「ひよっこ」を統合して分室としました。	健康課	B	こどもの発達センターひいらぎでは、幼稚園、保育園等に通う発達障害児等の増加により、単独療育グループや課題学習グループの定員枠を超えて弾力的な受け入れを図ってきた。	今後も、「子ども総合支援センター」において、成長や発達に心配のある未就学期の子どもを対象に、グループ療育や課題学習、外来療育を実施していく。
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。今後、対象となる児童・生徒数の状況や踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行っていきます。また、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育企画課 学校運営課 教育指導課 教育支援課	B	中学校固定制特別支援学級及び通級指導学級について、新たな開設の必要性について検討した。また、教育支援推進委員会を年2回開催し、今後の学級設置の必要性等について検討した。	平成26年度は新たな特別支援学級の開設は行っていないが、引き続き関係各課と連携しながら調整していく。
1-(3)-10	特性に応じた教育課程と教育内容の充実	市立小・中学校の特別支援学級において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、知的障害教育、自閉症教育、情緒障害教育のそれぞれの実態に応じた教育課程を編成します。その方針のもと、各学級での指導を充実させるために、教育研修などを充実させます。特に、児童・生徒の一人ひとりの特性や、障害の程度などに配慮し、指導・支援の継続発展を図ります。	教育指導課 教育支援課	A	知的障害と自閉症それぞれの特性に応じた教育内容を充実させるための研修を行った。また、就学支援委員会において、各委員が適切に判断するための研修の実施や、運営方法の改善を行った。	今後も、それぞれの特性や実態に応じた教育課程と教育内容の充実を図っていく。
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。また、子どもや保護者にとっての身近な在籍校においても、教育相談機能が充実するよう、様々な形で支援していきます。就学相談においては、適切な就学の推進を図るため、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえて、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。	教育支援課	A	教育相談、就学相談等において、臨床心理士や特別支援教育の専門家が、子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら実施した。	今後も、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援し、子どもや保護者にとって身近で安心できる相談を進める。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組みの充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の校内支援に役立ちます。関係各課との連携を強化し、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。さらに、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	教育支援課 健康課	A	教育支援課では、就学支援シートを市内の保育園に加え、幼稚園にも配付するだけでなく、市立及び公設民営の保育園に臨床心理士を支援アドバイザーとして派遣し、保育士等と連携して配慮を要する幼児を早期発見・早期支援に繋げた。また、全市立小学校の第1学年の授業観察を行い(小1巡回)、就学支援シートや就学支援ファイルなどの情報の有効活用について支援した。ひいらぎでは、教育支援課の協力を得て、保護者に対し就学相談説明会を3回開催した。また、就学支援シートの活用も積極的に動いている。入学に際し、特別支援学級、特別支援学校については引継ぎ会を行い情報提供を行った。	今後も、すべての未就学児に就学支援シートを配付し、保護者への積極的な活用を周知するとともに、関係各課との連携を強化し、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の実績状況	平成26年度の実績状況
1-(3)-13	介助員制度の実施	通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。	教育企画課	A	引き続き、介助員制度を実施し、利用児童数としては23人、活動した介助員数としては31人であった。	引き続き、介助員制度を実施した。(平成26年度実績:利用児童数35人、活動した介助員数32人)
1-(3)-14	障害児の放課後等の居場所の充実	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス等のサービス事業所を運営する民間法人の誘致を検討します。	障害福祉課	A	社会福祉法人、株式会社に関わらず放課後等デイサービス等の事業所の設置に協力し、新たに3箇所の事業所が設置された	今後、放課後等デイサービス事業所の誘致のあり方について検討を進める。
2-(1)-1	就労援助事業の実施	「障害者就労支援センター「一歩」」に就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域開拓コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。 また、公共職業安定所(ハローワーク)、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、障害福祉サービス事業所等の関係機関による地域における就労支援ネットワークの整備を図ります。	障害福祉課	B	引き続き、障害者就労支援センター「一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行った。	引き続き、障害者就労支援センター「一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行った。
2-(1)-2	就労機会の拡大	特別支援学校や公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働きつづけられるよう、障害者雇用に努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。	障害福祉課	C	今後も、就労機会の拡大や雇用促進について検討を進める。	今後も、就労機会の拡大や雇用促進について検討を進める。
2-(1)-3	市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実	障害者雇用にかかわる市内事業者に対して、トライアル雇用や職場適応援助者(ジョブコーチ)の活用、各種助成金など、各種就業支援策についての案内を、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に行っていきます。	障害福祉課	A	トライアル雇用や職場適応援助者(ジョブコーチ)の活用など、就労支援センターと連携しながら適切に行っている。	引き続き、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に実施した。
2-(1)-4	市における雇用拡大	市は雇用者として障害者雇用を進める立場でもあることから、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。	職員課	B	年間4回障害者枠での職員募集の実施(年間4回)知的障害者2名を臨時職員として採用した。	毎年年間数回障害者枠での募集を実施しており、平成26年度は年間4回障害者枠での職員募集を行った。 西東京市職員としてこれまで雇用のない知的障害者の平成27年度中の採用を視野に入れ、庁内での受け入れ可能な部署等の選定・調整を行った。
2-(1)-5	障害特性に合わせた雇用の場の開拓の検討	障害の特性に合わせた多様な雇用パターンの開拓に向け、市内の障害者雇用企業・事業所の調査を行います。また、職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。	障害福祉課	C	今後、市内事業所の調査や職場開拓等について検討を進める。	今後、市内事業所の調査や職場開拓等について検討を進める。
2-(1)-6	授産製品の販路拡大	障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの出品、参加や交流機会の拡大を図ります。その他、販路拡大に有効な方策について検討を進めます。	障害福祉課	B	障害者週間イベントとしてアスタを会場に、障害者団体・事業所の紹介、販売会を実施している。	障害者週間イベントとしてアスタを会場に、障害者団体・事業所の紹介、販売会を実施している。
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入(調達)の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	障害福祉課 契約課	A	引き続き、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入を実施する。また、市が締結する契約においては障害福祉サービス事業所との随意契約を認めている。	引き続き、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入を実施する。また、市が締結する契約においては障害福祉サービス事業所との随意契約を認めている。
2-(1)-8	就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受け入れ部署、受け入れ人数等の拡大に努めていきます。	障害福祉課 職員課	B	インターンシップの受け入れ拡大は行っているが、障害者枠としての特別な取り組みを行っていない。	障害者枠としての特別な取り組みを行っていないが、インターンシップの受け入れの拡大は行っている。
2-(1)-9	就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致	現在、市内には就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が不足しているため、情報提供等の支援を積極的に行うことで、民間法人の誘致を進めます。	障害福祉課	C	今後、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致について検討を進める。	今後、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致について検討を進める。
2-(1)-10	市内の就労系障害福祉サービス事業所での賃金水準の向上	市内にある就労継続支援B型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所における賃金の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進に向けた支援を行います。	障害福祉課	C	今後、就労継続支援B型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所の経営力強化に向けた支援等について検討を進めます。	今後、就労継続支援B型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所の経営力強化に向けた支援等について検討を進めます。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしにかかわらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。	社会教育課 関係各課	B	関係各課において、「生涯学習推進指針」に基づき、生涯学習に係る事業を行った。また、地域生涯学習事業を障害者関係団体に委託し、障害のある方たちの生涯学習活動の機会提供を行った。	関係各課において、「生涯学習推進指針」に基づき、生涯学習に係る事業を行った。また、地域生涯学習事業を障害者関係団体に委託し、障害のある方たちの生涯学習活動の機会提供を行った。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の実績状況	平成26年度の実績状況
2-(2)-2	障害のある人のスポーツ機会の充実	障害のある人のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取組みを推進します。	スポーツ振興課 障害福祉課	A	障害者を対象としたスポーツ教室を12回実施、延べ参加人数は261名であった。 市内スポーツ施設を管理する指定管理者及びコスボ東伏見、スポーツ推進委員のENJOYニュースポーツにおいて、障害者参加可能な事業として継続して実施した。	障害者を対象としたスポーツ教室を12回実施、延べ参加人数は223名であった。 市内スポーツ施設を管理する指定管理者及びコスボ東伏見、スポーツ推進委員のENJOYニュースポーツにおいて、障害者参加可能な事業として継続して実施した。
2-(2)-3	障害者スポーツ支援事業の実施	障害のある人のスポーツの機会を充実させるため、障害者スポーツ指導員や補助員と一緒にスポーツ・レクリエーション活動を行う障害者スポーツ支援事業を実施します。	障害福祉課	A	障害者スポーツ指導員や補助員と一緒にスポーツ・レクリエーション活動を行う障害者スポーツ支援事業を実施している。	障害者スポーツ指導員や補助員と一緒にスポーツ・レクリエーション活動を行う障害者スポーツ支援事業を実施している。
2-(2)-4	図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実	図書館では、現在、「声の広報」の貸出、音訳資料(DAISY版やテープ版)の貸出、対面朗読、点訳資料の作成・貸出、宅配サービスなどのハンディキャップ・サービスを実施しており、今後も引き続き、各サービスの提供に取り組んでいきます。	図書館	A	「声の広報」の貸出、音訳資料(DAISY版やテープ版)の貸出、対面朗読、点訳資料の作成・貸出、宅配サービスなど実施した。	「声の広報」の貸出、音訳資料(DAISY版やテープ版)の貸出、対面朗読、点訳資料の作成・貸出、宅配サービスなど実施している。
2-(2)-5	公民館における障害者学級の実施	障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、数々の体験活動を行います。地域住民との交流、連携を図る知的障害者を対象とした障害者学級(くるみ学級、あめんぼ青年教室)を実施します。すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるように学習機会を提供します。	公民館	B	くるみ学級を40回、あめんぼ青年教室を49回実施した。	公民館における障害者学級として、くるみ学級を40回、あめんぼ青年教室を49回実施した。
2-(2)-6	ゲストティーチャーや講師としての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	社会教育課 障害福祉課	B	教育委員会においては、学校での総合学習の授業や福祉体験授業など、障害のある方が講師として活躍された。	今後、ゲストティーチャーや講師としての活用方法について検討を進める。
3-(1)-1	市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるほか、障害者週間(12月3日～9日)や「障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用して行う、講演会や授産品の販売会等を通して、市民の理解の促進を図っていきます。	障害福祉課	A	市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカード、ヘルプマーク、障害者差別解消法に関する普及啓発を行った。障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売の他、地域で暮らす生活設計を題材とした講演会を実施した。また、障害者総合支援センター「フレンドリー」において、フレンドリー祭りを開催し、市民の理解促進を図った。	市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカードに関する普及啓発を行った。障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売の他、地域で暮らす生活設計を題材とした講演会を実施した。また、障害者総合支援センター「フレンドリー」において、フレンドリー祭りを開催し、市民の理解促進を図った。
3-(1)-2	障害についての理解を図る教育の推進	障害や障害のある人への理解の推進のためには、子どものころから障害や障害のある人について理解を深め、正しい知識をもつことが大切です。今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。	教育指導課	B	今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、障害についての理解促進を図っていく。	今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、障害についての理解促進を図っていく。
3-(1)-3	障害者団体の交流機会の活用	障害者団体が相互に交流する機会を設け、それぞれの障害について理解を深めるとともに、相互のつながりを強めます。	障害福祉課	A	障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売会を行った。	障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売会を行った。
3-(1)-4	障害者総合支援センターと地域の交流促進	障害のある人の地域生活支援の拠点である「障害者総合支援センター・フレンドリー」において、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。	障害福祉課	A	障害者総合支援センター「フレンドリー」において、フレンドリー祭りを開催し、各事業所、一般利用団体、地域住民との交流を図り障害への理解促進を行った。	障害者総合支援センター「フレンドリー」において、フレンドリー祭りを開催し、各事業所、一般利用団体、地域住民との交流を図り障害への理解促進を行った。
3-(1)-5	公民館事業を活用した障害者との交流の推進	柳沢公民館や田無公民館で実施している知的障害者を対象とした障害者学級(くるみ学級、あめんぼ青年教室)を通して、障害のある人と市民との相互交流を深めます。 また、「障がい理解する講座」等の講座を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、交流を推進していきます。	公民館	B	スタッフとして、くるみ学級に21人、あめんぼ青年教室に28人が関わり、相互交流の場となっている。 保谷駅前公民館で「障がいを理解する講座」5回、谷戸公民館で障がいを持つ人と共に学ぶ講座「みんなで音楽を楽しもう」17回を実施し、障がいのある人への理解を深め、交流を推進した。	スタッフとして、くるみ学級に21人、あめんぼ青年教室に28人が関わり、相互交流の場となっている。 ひばりが丘公民館で「障がいを理解する講座」5回、谷戸公民館で障がいを持つ人と共に学ぶ講座「みんなで音楽を楽しもう」9回を実施し、障がいのある人への理解を深め、交流を推進した。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の実績状況	平成26年度の実績状況
3-(1)-6	障害者虐待防止センター機能の充実	平成24年10月に施行された障害者虐待防止法により、区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行うこととなりました。本市も障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する普及・啓発を継続していきます。	障害福祉課	A	障害福祉課に障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めた。また、関係各課と共同で虐待防止に関するイベントを実施し啓発活動を行った。	引き続き、障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努める。また、関係各課と共同で虐待防止に関するイベントを実施し啓発活動を行った。
3-(1)-7	権利擁護センター・あんしん西東京との連携	成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。	障害福祉課 生活福祉課	A	権利擁護センターでは、1150件の成年後見制度に関する相談を受け、申立ての手続支援を行うなどとともに、講演会や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めた	権利擁護センターでは、719件の成年後見制度に関する相談を受け、申立ての手続支援を行うなどとともに、講演会や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めた。
3-(1)-8	成年後見制度の適正な利用促進	知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。	障害福祉課 生活福祉課	A	成年後見制度を利用する者のうち、必要なものには、後見業務の報酬の助成を行っており、また、親族・専門職以外の後見業務の担い手として、「社会貢献型貢献人養成講習」を実施した。	権利擁護制度の利用の必要がある者に関わる関係者向けの講演会や情報交換会を行うなどをし、必要とする者が、適正に制度利用につながるよう、関係者のスキルアップに取り組んだ。
3-(1)-9	地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。今後も同事業の普及と活用の支援に努めます。	生活福祉課	A	2,133件の日常生活自立支援事業の相談対応したほか、20件新規に制度利用の契約を行い、年度末現在で94人の方の支援を行っている。また、法律関係の専門相談を26日開催し、39件の相談を受けた。	2,779件の日常生活自立支援事業の相談対応したほか、38件新規に制度利用の契約を行い、年度末現在で90人の方の支援を行っている。また、法律関係の専門相談を25日開催し、29件の相談を受けた。
3-(1)-10	ボランティア活動の機会の活用	障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民のボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくりまします。	生活福祉課	A	社会福祉協議会が実施しているボランティアセンター業務に対して、運営費の補助を行っている。	今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア活動を支援する体制を構築していく。
3-(1)-11	障害のある人をサポートする仕組みの検討	障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である「ヘルプカード」の活用と併せ、「ちょっと手助けしたい人」に支援のきっかけづくりを行うなど、障害のある人をサポートする仕組みづくりを検討します。こうした取組みを通して、障害や障害のある人に対する理解を促進し、地域における支援の輪を広げます。	障害福祉課	A	障害者サポーター養成講座を8回実施し、「ヘルプカード」「サポートバンダナ」の普及啓発を行った。	障害者サポーター養成講座を6回実施し、「ヘルプカード」「サポートバンダナ」の普及啓発を行った。
3-(1)-12	ボランティアの育成支援	障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあることから、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援します。	生活福祉課	C	社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア育成のあり方について検討を行う。	今後も、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティアの育成のあり方について検討を行う。
3-(2)-1	グループホーム等の整備	何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム等は、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、民間法人による新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行っています。なお、精神障害者のグループホームについては、通過型だけでなく滞在型の充実についても検討します。	障害福祉課	B	社会福祉法人等による設置に協力し、新たに1件のグループホームが開設した。	今後、情報提供を行うとともに、滞在型グループホームの充実化について検討を進める。
3-(2)-2	人にやさしいまちづくりの推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。	関係各課	C	今後も、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めていく。	今後も、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めていく。
3-(2)-3	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことにより、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課	C	今後も、「人にやさしいまちづくり条例」「人にやさしいまちづくり推進計画」「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいたまちづくりを進めていく。	今後も、「人にやさしいまちづくり条例」「人にやさしいまちづくり推進計画」「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいたまちづくりを進めていく。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の取組状況	平成26年度の取組状況
3-(2)-4	歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路建設課 道路建設課	B	ひばりが丘駅南口駅前広場は整備工事へ向けて準備をしている。また、都市計画道路についても計画的に整備工事へ向けて設計を行った。 また、視覚障害者誘導用点字ブロックについては、道路パトロールや市民要望等に対し、その都度対応を行った。	歩行者環境が不十分であるひばりが丘駅南口駅前広場に対して、平成28年度から予定している整備工事へ向け実施設計を行うとともに、交通管理者に対し協議を行った。 また、道路パトロールや市民要望等に対し、その都度対応している。
3-(2)-5	障害者専用駐車スペースの確保	公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で利用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行っていきます。	関係各課	C	田無庁舎、保谷庁舎及び障害者総合支援センター「フレンドリー」の駐車スペースにヘルプマークをペイントし、障害者駐車スペースと普及啓発に努めた。	田無庁舎、保谷庁舎及び障害者総合支援センター「フレンドリー」の駐車スペースにヘルプマークをペイントし、障害者駐車スペースと普及啓発に努めた。
3-(2)-6	市内鉄道駅のバリアフリー化の推進	市内5つの鉄道駅周辺は、駅や商店街通り、公共的施設など、市民の利用も多く、バリアフリー化整備を重点的に推進すべき地域として位置づけ、鉄道駅のバリアフリー化を推進してきました。今後は、ひばりが丘駅北口のエレベーター、エスカレーター設置に向けて鉄道事業者等に働きかけ、整備に向けた支援を行っていきます。	都市計画課	B	ひばりが丘駅北口のバリアフリー化については、駅前広場の整備にあわせ、エレベーター、エスカレーターの整備に早期着手できるよう、設計等を進めるとともに、西武鉄道との協議を実施した。	ひばりが丘駅北口のバリアフリー化については、駅前広場の整備に併せ、平成28年度には、エレベーター、エスカレーターの整備に着手できるよう、西武鉄道との協議を実施した。
3-(2)-7	学校施設のバリアフリー化の推進	各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。	学校運営課	B	小学校2校で、だれでもトイレを設置した。また、小学校1校で段差解消のためスロープを設置した。	小学校1校で、バリアフリー対応の校舎増築を行った。また、小学校1校で階段及びトイレの一部に手すりを設置した。
3-(2)-8	市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	視覚障害者誘導用の点字ブロックを敷設しても、点字ブロックの上に自転車や物が置かれていれば、視覚障害者の利用を妨げることとなります。また、障害者専用駐車スペースが確保されても、障害のない市民が車を停めてしまえば、障害のある人は車を停めることができません。このように「人にやさしいまちづくり」を進めるには、施設・設備を整備するだけでなく、市民一人ひとりが、障害のある人の状況を理解し、行動していくことが大切であることから、市民への正し	道路管理課 障害福祉課	B	市内各5駅に対し、放置自転車整理指導員を配し違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促している。 また、市営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導している。	市内各5駅に対し、放置自転車整理指導員を配し違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促している。
3-(2)-9	助成制度の活用によるバリアフリーの誘導	市民の日常生活に欠かせない小規模な店舗等においては、出入口に段差があることなどにより、高齢者や障害のある人、ベビーカーなどの利用に大きな支障を及ぼす場合もあります。市では「バリアフリー改修工事費の助成制度」を活用し、一定の要件を満たす改修について事業者費用の一部を助成することにより、小規模店舗等におけるバリアフリー化について支援していきます。	都市計画課	A	平成27年度は、助成の実績は無かったが施策については継続して行っており、市報、ホームページ掲載、商店会連絡会議におけるパンフレット配布など、助成制度の周知活動を行っている。	小規模店舗等バリアフリー改修工事助成金交付要綱については、より利用しやすい制度とするため、平成26年度当初より助成対象施設の面積要件100㎡以下を200㎡に改正した。また市報の掲載、ホームページのリニューアル、商店会連絡会議に出席し代表者へ直接のご案内など、助成制度の周知活動を継続している。
3-(2)-10	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害のある人や高齢者など誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	都市計画課 関係各課	B	西東京市交通計画及び西東京市生活交通改善事業計画に基づき、移動に制約のある方々を含めて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を促進した。 また、公共交通空白地域の解消と誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実を図るため、H28年4月のはなバスルート見直し実施に向けた関係機関との調整を進めた。	西東京市交通計画に基づき、西東京市生活交通改善事業計画を策定し、異動に制約のある方々を含めて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を促進した。 また、公共交通空白地域の解消と誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実を検討するため、はなバスルート見直し(案)を作成した。
3-(2)-11	移送サービスの推進	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを実施しています。今後も、サービスの利用状況・利用意向等を把握しながら、より利用しやすいサービスが提供されるよう、事業者に関わりかけていきます。	障害福祉課	B	5団体による福祉有償運送を推進し、障害者にとって利用しやすいサービスが提供されるよう検討を行った。	福祉有償ボランティア輸送運営協議会を開催し、障害者にとって利用しやすいサービスが提供されるよう検討を行った。
3-(2)-12	自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。 また、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。	障害福祉課	A	引き続き、自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成について実施した。	引き続き、自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成について実施した。
3-(2)-13	自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付	申請者の選択により、在宅心身障害者またはその家族が所有・運転する自動車等の燃料費の一部助成又はタクシー利用券の交付を行っています。	障害福祉課	A	引き続き、自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付について実施した。	引き続き、自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付について実施した。
3-(2)-14	身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課	C	今後、身体障害者補助犬法の周知について検討を進めていく。	今後、身体障害者補助犬法の周知について検討を進めていく。
3-(2)-15	緊急メール配信サービスの活用	利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「緊急メール配信サービス」を行います。	危機管理室	A	安全安心いーなメールの登録人数の増加に努めるとともに、ツイッター・フェイスブック等との連携を整備し、情報発信の多元化に努めた。	安全安心いーなメールの登録人数の増加(H26年度末5,054人、平成25年度末4,592人、対比10%増)に努めるとともに、ツイッターとの連携を整備し、情報発信の多元化に努めた。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の実績状況	平成26年度の実績状況
3-(2)-16	災害時要援護者避難支援プランの作成	市では、災害時要援護者を対象とした災害時要援護者避難支援プランの作成を進めており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	危機管理室 高齢者支援課 障害福祉課	B	災害対策基本法の改正により、従来から取り組んでいる「災害時要援護者」対策に加え、「避難行動要支援者」対策を実施することとなり、名簿作成及び避難支援協力者確保と着実な避難支援に向けた取り組みを実施した。	災害対策基本法の改正により、従来から取り組んでいる「災害時要援護者」対策に加え、「避難行動要支援者」対策を実施することとなった。今後、地域の中で避難支援協力者確保と着実な避難支援に向けた取り組みを重点化する。
3-(2)-17	防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に防災市民組織を中心とした災害時要援護者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理室 高齢者支援課 障害福祉課	A	新たに災害ボランティアセンター開設訓練を取り入れるなど、要配慮者対策、住民参加機会を重視した実践訓練とした。	要配慮者対策等、住民参加をより多く取り入れた実践訓練とした。
3-(2)-18	社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会等、及び施設相互間で災害時応援協定の締結に向けた促進を図ります。	危機管理室 高齢者支援課 障害福祉課	C	特段の取組はないが、施設の状況や近隣へ要望する事項等実態を踏まえ、関係課との連携を図る。	今後も、施設の状況や近隣へ要望する事項等実態を踏まえ、関係課との連携を図っていく。
3-(2)-19	緊急時の医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。また、災害時要援護者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	危機管理室 健康課 障害福祉課	B	平成28年修正の地域防災計画において、医療救護体制の見直しを図るとともに、新たに医薬品の調達先として卸売販売業者との協定を締結した。また、重症心身障害児については、医療機関や保健所主体となっているが、健診等の案内や経過フォローについては、円滑に進められるよう、情報共有について検討している。	平成27年度に地域防災計画の改訂を予定しており、今後も引き続き情報収集等に努める。
3-(2)-20	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、医療等の必要な支援が提供できる体制を整備するなど、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	危機管理室 道路管理課 健康課	B	地域防災計画に基づき、きめ細かく対応するとともに、関係課と連携し充実を図る。また、要援護者、障害特性等から配慮の必要な方への避難所の在り方や救護などについて、引き続き検討をしていく。	平成25年8月に地域防災計画を改訂し、備蓄品等要配慮者にきめ細かく対応するとともに、ハード面の確認等関係課と連携し充実を図る。また、災害発生時の状況により関係各課と連携し、避難経路等の確保に努めるとともに、要援護者、障害特性等から配慮の必要な方への避難所の在り方や救護などについて、引き続き検討をしていく。
3-(2)-21	悪質商法などの被害の防止	高齢者や障害のある人をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、西東京市での相談事例を市報の「消費生活 Q&A」や「消費生活相談事例集」で紹介したり、コミュニティバス(はなバス)の車内に注意喚起を掲示するなど、注意喚起・啓発に努めています。今後も、消費生活講座をはじめ、消費生活相談員による出前講座のPRの充実など、さまざまな方法を用いて注意喚起・啓発を行うことで、多様な層の市民に情報が届くよう取り組んでいきます。	協働コミュニティ課	A	・「消費生活Q&A」を市報で2ヶ月毎に掲載 ・「消費生活相談事例集」の発行 ・コミュニティバスで車内に注意喚起ステッカーを掲示(6回) ・消費生活講座(5回)、出前講座(11回)を実施 ・関係機関との情報交換等を通して、被害の未然・拡大防止に努めた。	「消費生活Q&A」を市報掲載、「消費生活相談事例集」の発行、コミュニティバスで車内に注意喚起ステッカーを掲示、消費生活講座、出前講座、出前授業を実施するなど、関係機関との情報交換等を通して、被害の未然・拡大防止に努めた。
3-(3)-1	医療的なケアを行う事業所等の誘致	医療的ケアについては、現在、市内の日中活動場所では試行的に実施している事業所が1箇所あるのみですが、今後は、医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。	障害福祉課 健康課	B	発達特性や課題を有する児の、療育、その中でも、医療的ニーズの必要性や提供方法については、保護者に正確に情報が入る仕組みづくりが必要。そのための庁内の連携の在り方や各所の相談・情報提供体制について、検討が必要と考えている。	発達特性や課題を有する児の、療育、その中でも、医療的ニーズの必要性や提供方法については、保護者に正確に情報が入る仕組みづくりが必要。そのための庁内の連携の在り方や各所の相談・情報提供体制について、検討が必要と考えている。
3-(3)-2	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及	誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。	健康課	B	・市民が手に取りやすいように配慮した、コンパクトな大きさの医療マップ(医科・歯科)を作成した。また、医療マップに、診療科目の一覧も掲載し、わかりやすく示すことによって、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を図った。 ・HPIに薬局一覧を掲載するとともに、薬局いんふお(東京都薬局希望情報提供システム)にリンクをはり、探したい薬局を簡単に検索できるようにすることによって、かかりつけ薬局の普及を図った。	市民が手に取りやすいように配慮した、コンパクトな大きさの医療マップ(医科・歯科)を作成した。また、医療マップに、診療科目の一覧も掲載し、わかりやすく示すことによって、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を図った。また、HPIに薬局一覧を掲載するとともに、薬局いんふお(東京都薬局希望情報提供システム)にリンクをはり、探したい薬局を簡単に検索できるようにすることによって、かかりつけ薬局の普及を図った。
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	C	今後、地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進める。	今後、地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めます。

項番	施策名	内容	担当課	評価	平成27年度の実績状況	平成26年度の実績状況
3-(3)-4	在宅歯科診療の充実	西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めています。	健康課	A	在宅訪問歯科健診を導入し、在宅訪問歯科診療につながりやすくなりました。歯科医師会委託事業において、障害者施設の歯科保健状況についてインタビュー及び障害者歯科診療、訪問歯科診療、訪問口腔ケア等についての受け入れ可否についての名簿を更新した。	在宅訪問歯科健診の導入についての検討を行った。歯科医師会委託事業において、障害者施設の歯科保健状況についてインタビュー及び障害者歯科診療、訪問歯科診療、訪問口腔ケア等についての受け入れ可否についての名簿作成を行った。
3-(3)-5	健康診査の情報提供	健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。	健康課	B	健康診査の受診方法など、わかりやすく情報提供できるよう検討を行っている。	健康診査の受診方法など、わかりやすく情報提供できるよう検討を行っている。
3-(3)-6	精神保健・医療の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めています。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	健康課 障害福祉課	A	関係各所との連携は継続して行っている。メンタルケア連絡会への参加も継続し、課題の共有に努めている。	関係各所との連携を継続して行った。メンタルケア連絡会への参加も継続し、課題の共有に努めている。
3-(3)-7	医療費の助成	医療費の助成として、「心身障害者医療費助成」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成」、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」を実施しています。(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります。)	障害福祉課 健康課 子育て支援課 保険年金課	A	引き続き、関係各課による各種助成制度、医療制度を実施した。	引き続き、関係各課による各種助成制度、医療制度、を実施した。
3-(4)-1	「障害者のしおり」の活用	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もが分かりやすい冊子とします。また、有効な活用方法を検討し、必要な情報がその情報を必要としている人に的確に伝わるように努めます。	障害福祉課	C	今後、「障害者のしおり」の記載内容や活用方法について検討を進める。	今後、「障害者のしおり」の記載内容や活用方法について検討を進める。
3-(4)-2	障害特性に配慮した情報提供	市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	障害福祉課 図書館 関係各課	A	「声の広報」(DAISY版・CD版)および音訳資料(DAISY版・テープ版)の作製においては、わかりやすく聴きやすい言葉づかいを行っている。貸出しには点字を付けて送付している。さらに、対面朗読、点訳資料の作成・貸出、宅配サービスなど実施している。	引き続き、各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用など障害特性に合わせた配慮を行っていき。
3-(4)-3	ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、西東京市のホームページにおいても、画面の表示サイズや色を簡単に操作できるツールの活用、音声読み上げソフトへの対応など、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるようホームページの構築を進めます。	秘書広報課	A	ホームページリニューアルにおいて、ウェブアクセスIBILITYのJIS規格に準拠(達成等級AA)し、さらにコンテンツ作成時のチェック機能を強化した。ウェブアクセシビリティについての理解を深めるために、「HPメンテナンス」を使ってコンテンツを作成する職員及びコンテンツを承認する職員向けに研修を実施した。	職員対象のホームページメンテナンス操作研修内で、ウェブアクセシビリティに配慮した形で、コンテンツの作成を実際に行い、音声読み上げ対応ということを理解する研修を3回行った。なお、ホームページリニューアルに向け、より一層のウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に向け、検討を行った。
3-(4)-4	市役所における窓口対応方法の検討	市役所の窓口対応については、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウターの設置、手話や筆談、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。	関係各課	B	保谷庁舎障害福祉課窓口に加え、田無庁舎窓口にも毎月1回午後、手話通訳者を設置した。	今後も、手話や筆談、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努め、市役所における窓口対応方法の検討を進める。
3-(4)-5	市役所における手話通訳者の設置	市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、手話通訳者の設置を検討します。	障害福祉課	A	保谷庁舎障害福祉課窓口に加え、田無庁舎窓口にも毎月1回午後、手話通訳者を設置した。	保谷庁舎障害福祉課窓口にも、毎月1回午後、手話通訳者を設置した。
3-(4)-6	手話通訳者・要約筆記者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課	A	引き続き、対象者からの要請に応じ、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図った。	引き続き、対象者からの要請に応じ、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図った。
3-(4)-7	身体障害者電話使用料等の助成	18歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害の等級が1・2級の人及び視覚障害者でファックスを設置している人に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します。	障害福祉課	A	引き続き、対象者に身体障害者電話使用料等の助成を行った。	引き続き、対象者に身体障害者電話使用料等の助成を行った。
3-(4)-8	郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)	身体に重度の障害のある選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。また、身体の不自由な方は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。	選挙管理委員会	A	法に基づき実施中です。また、各投票所にスロープを設置したり、コミュニケーションボードを配置するなど、バリアフリー化にも努めています。	郵便による不在者投票、代理投票、点字投票について実施している。また、各投票所にスロープを設置するなど、バリアフリー化にも努めている。